

## 指導検査基準(指定障害児相談支援)

令和8年5月28日

8江障施第508号

○根拠法令

「児福法」＝児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)

「児福法施行規則」＝児童福祉法施行規則(昭和23年3月31日厚生省令第11号)

「厚労令29」＝児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年3月13日厚生労働省令第29号)

「平24厚労告126」＝児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年3月14日厚生労働省告示第126号)

「平24厚労告128」＝厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成24年3月14日厚生労働省告示第128号)

「平27厚労告181」＝児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準  
(平成27年3月27日厚生労働省告示第181号)

「障発0330第23通知」＝児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第23号)

「障発0330第16通知」＝児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について  
(平成24年3月30日障発第0330第16号)

「区規則16」＝江東区指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則(平成24年03月30日 規則第16号)

指導検査基準中の「評価区分」

評価区分	指導形態	
C	文書指摘	福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合(軽微な違反の場合を除く。)は、原則として、「文書指摘」とする。 ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。
B	口頭指導	福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。 ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。  なお、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。
A	助言指導	法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。 (確認項目上の評価区分でA「助言指導」の記載はないが、水準向上のためA「助言指導」を行う場合がある。)

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
第1 基本方針	<p>1 指定障害児相談支援の事業は、障害児又は障害児の保護者(以下「障害児等」という。)の意思及び人格を尊重し、常に当該障害児等の立場に立って行われているか。</p> <p>2 指定障害児相談支援の事業は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行われているか。</p> <p>3 指定障害児相談支援の事業は、障害児の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、障害児等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、教育等のサービス(以下「福祉サービス等」という。)が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われているか。</p> <p>4 指定障害児相談支援の事業は、当該障害児等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害児通所支援事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われているか。</p> <p>5 指定障害児相談支援事業者は、区市町村、障害児通所支援事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めているか。</p> <p>6 指定障害児相談支援事業者は、障害児が指定障害児相談支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加や包摂(以下「インクルージョン」という。)の推進に努めているか。</p> <p>7 指定障害児相談支援事業者は、自らその提供する指定障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p> <p>8 指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援事業所を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。</p> <p>9 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、福祉サービス等を提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>児福法第24条の30 厚労令29 第2条第1項</p> <p>厚労令29 第2条第2項</p> <p>厚労令29 第2条第3項</p> <p>厚労令29 第2条第4項</p> <p>厚労令29 第2条第5項</p> <p>厚労令29 第2条第6項</p> <p>厚労令29 第2条第7項</p> <p>厚労令29 第2条第8項 都福祉局障害者施策推進部長発「施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について」</p> <p>厚労令29 第2条第9項</p>	<p>B又はC</p> <p>C</p> <p>B又はC</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p>



項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
<p>第3 運営に関する基準</p> <p>1 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>2 契約内容の報告等</p> <p>3 提供拒否の禁止</p> <p>4 サービス提供困難時の対応</p>	<p>1 指定障害児相談支援事業者は、障害児相談支援対象保護者が指定障害児相談支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った障害児相談支援対象保護者(以下「利用申込者」という。)に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定障害児相談支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>2 指定障害児相談支援事業者は、利用申込者との間で当該指定障害児相談支援の提供に係る契約が成立したときは、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条第1項の規定に基づき、</p> <p>(1) 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>(2) 当該事業の経営者が提供する指定計画相談支援事業の内容</p> <p>(3) 当該指定障害児相談支援の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項</p> <p>(4) 指定障害児相談支援の提供開始年月日</p> <p>(5) 指定障害児相談支援に係る苦情を受け付けるための窓口</p> <p>を記載した書面を交付しているか。</p> <p>なお、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供する場合、利用者の承諾を得ているか。</p> <p>1 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を区市町村に対し遅滞なく報告しているか。</p> <p>2 指定障害児相談支援事業者は、障害児支援利用計画を作成したときは、その写しを区市町村に対し遅滞なく提出しているか。</p> <p>指定障害児相談支援事業者は、正当な理由がなく、指定障害児相談支援の提供を拒んでいないか。特に、障害の程度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。</p> <p>なお、正当な理由がある場合とは、</p> <p>(1) 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合</p> <p>(2) 利用申込者に係る障害児の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合</p> <p>(3) 当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合</p> <p>(4) その他利用申込者及び利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定障害児相談支援を提供することが困難な場合である。</p> <p>指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者及び利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定障害児相談支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害児相談支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p>	<p>児福法第24条の31第2項 厚労令29第5条第1項 障発0330第23通知第二の2(1)</p> <p>厚労令29第5条第2項 社会福祉法第77条第1項 社会福祉法施行規則第16条第3項 障発0330第23通知第二の2(1)</p> <p>厚労令29第6条第1項 障発0330第23通知第二の2(2)</p> <p>厚労令29第6条第2項 障発0330第23通知第二の2(2)</p> <p>厚労令29第7条 障発0330第23通知第二の2(3)</p> <p>厚労令29第8条 障発0330第23通知第二の2(4)</p>	<p>B又はC</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
5 受給資格の確認	指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援の提供を求められた場合は、その者の提示する通所受給者証(通所給付決定を受けていない場合は区市町村の計画案提出依頼書)によって、障害児相談支援対象保護者であること、継続サービス利用支援に係るモニタリング期間、通所給付決定の有無、通所給付決定の有効期間、支給量等を確かめているか。	厚労令29第9条 障発0330第23通知 第二の2(5)	C
6 通所給付決定の申請に係る援助	指定障害児相談支援事業者は、通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う通所給付決定の申請について、必要な援助を行っているか。	厚労令29第10条 障発0330第23通知 第二の2(6)	C
7 身分を証する書類の携行	指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員に身分を証する書類(証書や名札等)を携行させ、初回訪問時及び障害児又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。また、証書や名札等には、事業所の名称、当該従業者の氏名の記載があるか。	厚労令29第11条 障発0330第23通知 第二の2(7)	C
8 障害児相談支援給付費の額等の受領	1 指定障害児相談支援事業者は、法定代理受領を行わない指定障害児相談支援を提供した際は、障害児相談支援対象保護者から当該指定障害児相談支援につき児福法第24条の26第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定障害児相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定障害児相談支援に要した費用の額)の支払を受けているか。	厚労令29 第12条第1項 障発0330第23通知 第二の2(8)①	C
	2 指定障害児相談支援事業者は、1の支払を受ける額のほか、障害児相談支援対象保護者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定障害児相談支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を障害児相談支援対象保護者から受けているか。	厚労令29 第12条第2項 障発0330第23通知 第二の2(8)②	C
	3 指定障害児相談支援事業者は、1及び2の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った障害児相談支援対象保護者に対し交付しているか。	厚労令29 第12条第3項 障発0330第23通知 第二の2(8)③	C
	4 指定障害児相談支援事業者は、2の交通費については、あらかじめ、障害児相談支援対象保護者に対し、その額について説明を行い、障害児相談支援対象保護者の同意を得ているか。	厚労令29 第12条第4項 障発0330第23通知 第二の2(8)④	C
9 利用者負担額に係る管理	指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援を提供している障害児相談支援対象保護者に係る障害児が当該指定障害児相談支援と同一の月に受けた指定通所支援につき児福法第21条の5の3第2項第2号に掲げる額の合計額(以下「利用者負担額合計額」という。)を算定しているか。 この場合において、当該指定障害児相談支援事業者は、利用者負担額合計額を区市町村に報告するとともに、当該障害児相談支援対象保護者及び当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児に対し指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者に通知しているか。	厚労令29第13条 障発0330第23通知 第二の2(9)	C
10 障害児相談支援給付費の額に係る通知等	1 指定障害児相談支援事業者は、法定代理受領により区市町村から指定障害児相談支援に係る障害児相談支援給付費の支給を受けた場合は、障害児相談支援対象保護者に対し、当該障害児相談支援給付費の額を通知しているか。	厚労令29 第14条第1項 障発0330第23通知 第二の2(10)①	C
	2 指定障害児相談支援事業者は、8の1の法定代理受領を行わない指定障害児相談支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定障害児相談支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を障害児相談支援対象保護者に対して交付しているか。	厚労令29 第14条第2項 障発0330第23通知 第二の2(10)②	C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
11 指定障害児相談支援の具体的取扱方針	<p>1 指定障害児相談支援の方針は、第1に規定する基本方針に基づき、次に掲げるところによるものとなっているか。</p> <p>(1) 指定特定障害児支援事業所の管理者は、相談支援専門員に障害児支援利用計画の作成に関する業務を担当させているか。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援の提供に当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児等の意思をできる限り尊重するための配慮をしているか。</p> <p>(3) 指定障害児相談支援の提供に当たっては、障害児等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、障害児又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する障害児の家族による支援等適切な手法を通じて行っているか。</p>	厚労令29 第15条第1項第1号 障発0330第23通知 第二の2(11)①	C
	<p>(2) 指定障害児相談支援の提供に当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児等の意思をできる限り尊重するための配慮をしているか。</p>	厚労令29 第15条第1項第2号 障発0330第23通知 第二の2(11)②	B又はC
	<p>(3) 指定障害児相談支援の提供に当たっては、障害児等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、障害児又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する障害児の家族による支援等適切な手法を通じて行っているか。</p>	厚労令29 第15条第1項第3号 障発0330第23通知 第二の2(11)③	C
	<p>2 指定障害児相談支援における指定障害児支援利用援助の方針は、第1に規定する基本方針及び1に規定する方針に基づき、次に掲げるところによるものとなっているか。</p>		
	<p>(1) 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、障害児の年齢及び発達の数値に準じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児等の希望等を踏まえ作成するよう努めているか。</p>	厚労令29 第15条第2項第1号 障発0330第23通知 第二の2(11)④	C
	<p>(2) 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、障害児の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、障害児の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるようにしているか。</p>	厚労令29 第15条第2項第2号 障発0330第23通知 第二の2(11)⑤	C
	<p>(3) 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、障害児の日常生活全般を支援する観点及びインクルージョンの観点から、指定通所支援に加えて、指定通所支援以外の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて障害児支援利用計画上に位置付けるよう努めているか。</p>	厚労令29 第15条第2項第3号 障発0330第23通知 第二の2(11)⑥	B
	<p>(4) 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成の開始に当たっては、障害児等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定障害児通所支援事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に障害児又はその家族に対して提供しているか。 特定の福祉サービス等の事業を行う者に不当に偏った情報を提供することや、障害児等の選択を求めることなく同一の事業主体の福祉サービスのみによる障害児支援利用計画案を最初から提示することはないか。</p>	厚労令29 第15条第2項第4号 障発0330第23通知 第二の2(11)⑦	C
	<p>(5) 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて障害児の希望する生活や障害児が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行っているか。</p>	厚労令29 第15条第2項第5号 障発0330第23通知 第二の2(11)⑧	C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>(6) 相談支援専門員は、アセスメントに当たっては、障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族に面接しているか。この場合において、相談支援専門員は、面接の趣旨を障害児及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p> <p>(7) 相談支援専門員は、障害児についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定通所支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、障害児及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、区市町村に対するモニタリング期間に係る提案等を記載した障害児支援利用計画案を作成しているか。</p> <p>(8) 相談支援専門員は、障害児支援利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、法第21条の5の5第1項に規定する障害児通所給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該障害児支援利用計画案の内容について、障害児及びその家族に対して説明し、文書により障害児等の同意を得ているか。</p> <p>(9) 相談支援専門員は、障害児支援利用計画案を作成した際には、当該障害児支援利用計画案を障害児等に交付しているか。</p> <p>(10) 相談支援専門員は、通所給付決定を踏まえて障害児支援利用計画案の変更を行い、指定障害児通所支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、サービス担当者会議（テレビ電話装置等の活用を含む。）の開催等により、当該障害児支援利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。</p> <p>(11) 相談支援専門員は、サービス担当者会議を踏まえた障害児支援利用計画案の内容について、障害児又はその家族に対して説明し、文書により障害児等の同意を得ているか。</p> <p>(12) 相談支援専門員は、障害児支援利用計画を作成した際には、当該障害児支援利用計画を障害児等及び担当者に交付しているか。</p>	<p>厚労令29 第15条第2項第6号 障発0330第23通知 第二の2(11)⑨</p> <p>厚労令29 第15条第2項第7号 障発0330第23通知 第二の2(11)⑩</p> <p>厚労令29 第15条第2項第8号 障発0330第23通知 第二の2(11)⑪</p> <p>厚労令29 第15条第2項第9号 障発0330第23通知 第二の2(11)⑫</p> <p>厚労令29 第15条第2項第10号 障発0330第23通知 第二の2(11)⑬</p> <p>厚労令29 第15条2項第11号 障発0330第23通知 第二の2(11)⑭</p> <p>厚労令29 第15条第2項第12号 障発0330第23通知 第二の2(11)⑮</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項 目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	評価区分
	<p>3 指定障害児相談支援における指定継続障害児支援利用援助の方針は、第1に規定する基本方針1及び2に規定する方針に基づき、次に掲げるところによるものとなっているか。</p> <p>(1) 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成後、障害児支援利用計画の実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)を行い、必要に応じて障害児支援利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな通所給付決定が必要であると認められる場合には、障害児等に対し、通所給付決定に係る申請の勧奨を行っているか。</p> <p>(2) 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、障害児及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、モニタリング期間ごとに障害児の居宅を訪問し、障害児等に面接するほか、その結果を記録しているか。</p> <p>(3) 障害児支援利用計画に変更があった場合、2(1)から2(7)まで及び2(10)から2(12)までに準じて取り扱っているか。</p> <p>(4) 相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、障害児がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は障害児等が指定障害児入所施設等への入所又は入院を希望する場合には、指定障害児入所施設等への紹介その他の便宜の提供を行っているか。</p> <p>(5) 相談支援専門員は、指定障害児入所施設等から退所又は退院しようとする障害児又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行っているか。</p> <p>(6) 相談支援専門員は、障害児の心身の状況、その置かれている環境、障害児等の選択及びインクルージョンの観点等を踏まえつつ、福祉サービス等が多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行うものとする。</p>	<p>厚労令29 第15条第3項第1号 障発0330第23通知 第二の2(11)⑯</p> <p>厚労令29 第15条第3項第2号 障発0330第23通知 第二の2(11)⑰</p> <p>厚労令29 第15条第3項第3号 障発0330第23通知 第二の2(11)⑱</p> <p>厚労令29 第15条第3項第4号 障発0330第23通知 第二の2(11)㉑</p> <p>厚労令29 第15条第3項第5号 障発0330第23通知 第二の2(11)㉒</p> <p>厚労令29 第15条第3項第6号 障発0330第23通知 第二の2(11)㉓</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B又はC</p> <p>C</p> <p>B又はC</p>
<p>11の2 テレビ電話装置の活用</p>	<p>相談支援専門員は、次に掲げる要件をいずれも満たす場合には、テレビ電話装置等を活用して障害児に対するアセスメント又はモニタリングに係る面接を行うことができる。</p> <p>(1) 当該アセスメント又はモニタリングに係る障害児が児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき子ども家庭庁長官が定める地域に定める地域に居住し、かつ、指定障害児相談支援事業所と当該障害児の居宅等との間に一定の距離があること。</p> <p>(2) 当該面接を行う日の属する月の前月又は前々月に、当該障害児の居宅等を訪問してアセスメント又はモニタリングに係る面接を行ったこと。</p>	<p>厚労令29 第15条の2 障発0330第23通知 第二の2(12)</p>	<p>B又はC</p>
<p>12 障害児等に対する障害児支援利用計画等の書類の交付</p>	<p>指定障害児相談支援事業者は、障害児等が他の指定障害児相談支援事業者の利用を希望する場合その他障害児等から申出があった場合には、当該障害児等に対し、直近の障害児支援利用計画及びその実施状況に関する書類を交付しているか。</p>	<p>厚労令29第16条 障発0330第23通知 第二の2(13)</p>	<p>B又はC</p>
<p>13 障害児相談支援対象保護者に関する区市町村への通知</p>	<p>指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援を受けている障害児相談支援対象保護者が偽りその他不正な行為によって障害児相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。</p>	<p>厚労令29第17条 障発0330第23通知 第二の2(14)</p>	<p>B又はC</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
14 管理者の責務	<p>1 指定障害児相談支援事業所の管理者は、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者の管理、指定障害児相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>2 指定障害児相談支援事業所の管理者は、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者に、第1から第3の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>厚労令29 第18条第1項 障発0330第23通知 第二の2(15)</p> <p>厚労令29 第18条第2項 障発0330第23通知 第二の2(15)</p>	<p>C</p> <p>C</p>
15 運営規程	<p>指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(3) 営業日及び営業時間</p> <p>(4) 指定障害児相談支援の提供方法及び内容並びに障害児相談支援対象保護者から受領する費用及びその額</p> <p>(5) 通常の実地の実施地域</p> <p>(6) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</p> <p>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項 (具体的な事項例) ア 虐待の防止に関する責任者の選定 イ 成年後見制度の利用支援 ウ 苦情解決体制の整備 エ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施(研修方法や研修計画など) オ 虐待の防止のための対策を検討する委員会(以下「虐待防止委員会」)の設置等に関すること</p> <p>(8) その他運営に関する重要事項</p>	<p>厚労令29第19条 障発0330第23通知 第二の2(16) 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年法律第79号)</p>	<p>B又はC</p>
16 勤務体制の確保等	<p>1 指定障害児相談支援事業者は、障害児等に対し、適切な指定障害児相談支援を提供できるよう、指定障害児相談支援事業所ごとに、相談支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めているか。 また、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。</p> <p>2 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所ごとに、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員に指定障害児相談支援の業務を担当させているか。(ただし、相談支援専門員の補助の業務については、この限りでない。)</p> <p>3 指定障害児相談支援事業者は、相談支援専門員の資質の向上のために、研修機関が実施する研修や当該指定障害児相談支援事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。</p> <p>4 指定障害児相談支援事業者は、適切な指定障害児相談支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>厚労令29 第20条第1項 障発0330第23通知 第二の2(17)①</p> <p>厚労令29 第20条第2項 障発0330第23通知 第二の2(17)②</p> <p>厚労令29 第20条第3項 障発0330第23通知 第二の2(17)③</p> <p>厚労令29 第20条第4項 障発0330第23通知 第二の2(17)④</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
17 業務継続計画の策定等	<p>1 指定障害児相談支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定障害児相談支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>2 指定障害児相談支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行っているか。</p> <p>3 指定障害児相談支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>	<p>厚労令29 第20条の2第1項 障発0330第23通知 第二の2(18)①②</p> <p>厚労令29 第20条の2第2項 障発0330第23通知 第二の2(18)③④</p> <p>厚労令29 第20条の2第3項</p>	<p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p>
18 設備及び備品等	<p>指定障害児相談支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定障害児相談支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。（貸与を受けているものでも可）</p> <p>(1) 専用の事務室又は明確に特定されている区画があるか。</p> <p>(2) 申込みの受付、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保しているか。</p> <p>(3) 必要な設備及び備品等を確保しているか。</p> <p>（ただし、同一敷地内にある他の事業所、施設等の運営上支障がない場合は、他の事業所、施設等の設備及び備品等を使用することは差し支えない。）</p>	<p>厚労令29第21条 障発0330第23通知 第二の2(19)</p>	<p>C</p>
19 衛生管理等	<p>1 指定障害児相談支援事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>2 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。</p> <p>3 指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じているか。</p> <p>(1) 当該指定障害児相談支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用を含む。）を定期的（概ね6月に1回）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該指定障害児相談支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 当該指定障害児相談支援事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施すること。</p>	<p>厚労令29 第22条第1項 障発0330第23通知 第二の2(20)</p> <p>厚労令29 第22条第2項 障発0330第23通知 第二の2(20)</p> <p>厚労令29 第22条第3項 障発0330第23通知 第二の2(20)②</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B又はC</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
20 掲 示 等	<p>1 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所の見やすい場所に、重要事項を掲示しているか。  (1) 運営規程の概要  (2) 障害児相談支援の実施状況  (3) 相談支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制  (4) その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項  また、体制整備加算を算定している場合は、各加算の算定要件となる研修を修了した相談支援専門員を配置していることが分かるよう、併せて掲示しているか。</p> <p>2 指定障害児相談支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定障害児相談支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>3 指定障害児相談支援事業者は、1に規定する重要事項の公表に努めているか。(公表の方法等については、ホームページによる掲載等、適宜工夫すること。)</p> <p>4 指定障害児相談支援事業者の指定又は更新を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に掲示しているか。</p>	<p>厚労令29 第23条第1項 障発0330第23通知 第二の2(21)①</p> <p>厚労令29 第23条第2項 障発0330第23通知 第二の2(21)②</p> <p>厚労令29 第23条第3項 障発0330第23通知 第二の2(21)③</p> <p>区規則16 第2条第3項</p>	<p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>B</p> <p>B又はC</p>
21 秘 密 保 持 等	<p>1 指定障害児相談支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>2 指定障害児相談支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>3 指定障害児相談支援事業者は、サービス担当者会議等において、障害児又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ているか。</p>	<p>厚労令29 第24条第1項 障発0330第23通知 第二の2(22)①</p> <p>厚労令29第24条 第2項 障発0330第23通知 第二の2(22)②</p> <p>厚労令29 第24条第3項 障発0330第23通知 第二の2(22)③</p>	<p>C</p> <p>B又はC</p> <p>C</p>
22 広 告	<p>指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。</p>	<p>厚労令29第25条</p>	<p>B又はC</p>
23 指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者 等 からの 利 益 収 受 等 の 禁 止	<p>1 指定障害児相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業所の管理者は、障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていないか。</p> <p>2 指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、障害児等に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていないか。</p>	<p>厚労令29 第26条第1項 障発0330第23通知 第二の2(23)①</p> <p>厚労令29 第26条第2項 障発0330第23通知 第二の2(23)②</p>	<p>C</p> <p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
24 苦情解決	3 指定障害児相談支援事業者及びその従業者は、障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、障害児に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、当該福祉サービス等の事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を収受していないか。また、「福祉サービス等の事業を行う者等」は、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定障害児相談支援事業者が、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人から金品その他の財産上の利益を収受すること」等、当該規定に違反していないか。	厚労令29 第26条第3項 障発0330第23通知 第二の2(23)③	C
	1 指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援又は障害児支援利用計画に位置付けた福祉サービス等に関する障害児又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。(相談窓口の連絡先、苦情処理体制及び手順等を重要事項を記載した文書等に記載して障害児又はその家族に説明するとともに、事業所に掲示することが望ましい)	厚労令29 第27条第1項 障発0330第23通知 第二の2(24)①	B又はC
	2 指定障害児相談支援事業者は、1の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	厚労令29 第27条第2項 障発0330第23通知 第二の2(24)②	C
	3 指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援に関し、児福法第24条の34第1項の規定により区市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害児相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又はその家族からの苦情に関して区市町村長が行う調査に協力するとともに、区市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	厚労令29 第27条第3項 障発0330第23通知 第二の2(24)③	C
	4 指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援に関し、児福法第57条の3の2第1項の規定により区市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害児相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又はその家族からの苦情に関して区市町村長が行う調査に協力するとともに、区市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	厚労令29 第27条第4項 障発0330第23通知 第二の2(24)③	C
	5 指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援に関し、児福法第57条の3の3第4項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定障害児相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び障害児又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	厚労令29 第27条第5項 障発0330第23通知 第二の2(24)③	C
	6 指定障害児相談支援事業者は、都道府県知事、区市町村又は区市町村長から求めがあった場合には、3から5までの改善の内容を都道府県知事又は区市町村長に報告しているか。	厚労令29 第27条第6項 障発0330第23通知 第二の2(24)③	C
	7 指定障害児相談支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しているか。	厚労令29 第27条第7項 障発0330第23通知 第二の2(24)④	C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
25 事故発生時の対応	<p>1 指定障害児相談支援事業者は、障害児等に対する指定障害児相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、区市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>2 指定障害児相談支援事業者は、1の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</p> <p>3 指定障害児相談支援事業者は、障害児等に対する指定障害児相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	<p>厚労令29 第28条第1項 障発0330第23通知 第二の2(25)①・③ 都福祉局障害者施策推進部長発「施設・事業所における事故等防止対策の徹底について」</p> <p>厚労令29 第28条第2項</p> <p>厚労令29 第28条第3項 障発0330第23通知 第二の2(25)②</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
26 虐待の防止	<p>指定障害児相談支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該指定障害児相談支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用を含む。)を定期的(年1回以上)に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該指定障害児相談支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的(年1回以上)に実施すること。</p> <p>(3) (1)、(2)に掲げる措置を適切に実施するための担当者(相談支援専門員)を置くこと。</p>	<p>厚労令29 第28条の2 障発0330第23通知 第二の2(26) 都福祉局障害者施策推進部長発「施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について」</p>	<p>B又はC</p>
27 会計の区分	<p>指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定障害児相談支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</p>	<p>厚労令29第29条 障発0330第23通知 第二の2(27)</p>	<p>C</p>
28 記録の整備	<p>1 指定障害児相談支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>2 指定障害児相談支援事業者は、障害児等に対する指定障害児相談支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定障害児相談支援を提供した日から少なくとも5年間保存しているか。</p> <p>(1) 第3の11の3(1)に規定する福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録</p> <p>(2) 個々の障害児ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳</p> <p>ア 障害児支援利用計画(案)及び障害児支援利用計画</p> <p>イ アセスメントの記録</p> <p>ウ サービス担当者会議等の記録</p> <p>エ モニタリングの結果の記録</p> <p>(3) 第3の13に規定する区市町村への通知に係る記録</p> <p>(4) 第3の24の2に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 第3の25の2に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>厚労令29第30条 第1項 障発0330第23通知 第二の2(28)</p> <p>厚労令29 第30条第2項 障発0330第23通知 第二の2(28)</p>	<p>B</p> <p>B又はC</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
29 電磁的記録等	指定障害児相談支援事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するものうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについて、書面に代えて、電磁的方法による場合に、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は障害児相談支援対象保護者である場合には当該障害児又は障害児相談支援対象保護者に係る障害児の特性に応じた適切な配慮をしているか。	厚労令29 第31条第2項 障発0330第23通知 第三	B又はC
30 その他	送迎バス等一定台数以上の自動車の使用者は、自動車の使用の本拠（事業所）ごとに、安全運転管理者の選任等を行っているか。	道路交通法第74条 の3 道路交通法施行規則 第9条の9、10	B
第4 変更の届出等			
1 変更の届出	指定障害児相談支援事業者は、児福法施行規則第25条の26の7第1項に掲げる事項(児福法施行規則第25条の26の6第1項第1号、第2号、第4号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第5号から第7号までに掲げる事項)に変更があったとき、又は休止した当該指定障害児相談支援の事業を再開したときは、10日以内に、その旨を区市町村長に届け出ているか。 ※指定障害児相談支援事業者が変更の届出を要する事項 (1) 事業所の名称及び所在地 (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 (3) 申請者の登記事項証明書又は条例等 (4) 事業所の平面図 (5) 事業所の管理者及び相談支援専門員の氏名、生年月日、住所及び経歴 (6) 運営規程	児福法 第24条の32第1項 児福法施行規則 第25条の26の7 第1項・2項 児福法施行規則 第25条の26の6 第1項	B又はC
2 業務の管理体制の整備	1 指定障害児相談支援事業者は、障害児の人格を尊重するとともに、児福法又は児福法に基づく命令を遵守し、障害児及びその保護者のため忠実にその職務を遂行するために、業務管理体制を整備しているか。 (1) 指定を受けている事業所の数が1以上20未満の指定障害児相談支援事業者 ア 法令を遵守するための体制の確保に係る責任者(以下「法令遵守責任者」という。)を選任しているか。 (2) 指定を受けている事業所の数が20以上100未満の指定障害児相談支援事業者 ア 法令遵守責任者を選任しているか。 イ 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。 (3) 指定を受けている事業所の数が100以上の指定障害児相談支援事業者 ア 法令遵守責任者の選任をしているか。 イ 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。 ウ 業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。	児福法 第24条の30第3項 児福法 第24条の38第1項 児福法施行規則 第25条の26の8	C
	2 指定障害児相談支援事業者は区市町村長に対し、遅滞なく業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。また、届出書には以下の事項が記載されているか。 (1) 事業者の名称、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 (2) 法令遵守責任者の氏名及び生年月日 (3) 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要 (指定を受けている事業所の数が20以上の指定障害児相談支援事業者に限る。) (4) 業務執行の状況の監査の方法の概要 (指定を受けている事業所の数が100以上の指定障害児相談支援事業者に限る。)	児福法 第24条の38第2項 児福法施行規則 第25条の26の9 第1項	C
	3 届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく当該変更に係る事項について届け出ているか。	児福法 第24条の38第3項 児福法施行規則 第25の26の9第2項	C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
第5 障害児相談支援給 付費の算定及び取扱 い 1 基本事項	指定障害児相談支援事業者は、障害児相談支援給付費等の請求等に関して、福祉サービスの提供実績、各種加算 事項等に基づき、正しく請求しているか。	児福法 第24条の26第2項 平24厚労告126 平24厚労告128 平24障発0330第16 第四	C